

第64号議案

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成19年6月28日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第4
2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「乳幼児及び児童」を「15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

第5条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第6条第1項中「(児童にあつては、病院又は診療所への入院期間中の医療に関する給付に限る。次項において同じ。)」を削る。

第7条第1項及び第2項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第3項を削る。

付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

助成の範囲を拡大する必要があるので、この条例案を提出いたします。